

処理事例 19 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	土木部交通政策室道路計画課	
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>新しくできた東西道路（以下「東西道路」という。）が従来からある南北道路（以下「南北道路」という。）に接続する予定の北西の角地に所有するアパートがあり、その南側（東西道路側）と東側（南北道路側）に入居者用駐車場の出入口を設けているのですが、何年もの間、東西道路がアパートの前で通行止めになっているため、東西道路から南北道路に出ようとする通過車両が、アパートの駐車場を通り抜けず、</p> <p>また、最近になって東西道路に接続する新たな道路（以下「新設道路」という。）ができたため、アパートの駐車場を通り抜ける通過車両が増えて大変迷惑しています。</p> <p>東西道路の通行止めと東西道路への新設道路の接続によりアパートの入居者や所有者が迷惑を被らなければならないことに納得できませんので、通過車両がアパートの駐車場を通り抜けられないような対策を講じてほしい。</p>	
<p>調査結果等</p>	<p>オンブズマンは、平成 20 年 10 月 2 日に道路計画課から事情を聴きましたところ、東西道路は接続部分以外の整備が完了してから長い年月が経過しているため、通行止めの解除に努力しているが、どうしても整備を進めることができず、今日に至っているとのことでした。</p> <p>オンブズマンは地図で確認したところ、生活道路である東西道路へ入り込み、アパートの駐車場を通り抜けてまで南北道路に出ようとする通過車両がそれほどあるとは思われなかったため、アパートの駐車場を通り抜ける通過車両の台数を調査する必要があると考え、平成 20 年 11 月 18 日と 20 日に調査を実施しました。その結果、1 時間に通り抜けた通過車両の台数は、最も交通量が多い朝の通勤時間帯で実質 4 台、夕方の時間帯にいたっては 1 台でした。</p> <p>また、駐車場の配置状況を観察したところ、駐車場は 3 つに仕切られ、全ての車が駐車場から直接、2 か所の出入口を利用できるようにはなっておらず、南側（東西道路側）にしか出入口が設けられていない駐車場の車は、一旦、東西道路に出てから 2 か所に出入口が設けられた駐車場を通り抜けて南北道路へ出ることになり、そのような通行は通過車両による通り抜けを誘発しかねないものと感じました。</p> <p>以上のことを総合的に勘案しますと、東西道路が通行止めであるために通過車両がアパートの駐車場を通り抜けていることは事実であり、道路計画課は一刻も早く通行止めが解除されるよう整備に努めなければならないことは言うまでもありませんが、東西道路が通行止めであるからと言って、通過車両によるアパートの駐車場の通り抜けについて、市が全面的に責任を負って対策を講じなければならないということにはならないと考えます。</p> <p>また、現地調査の結果から、新設道路を東西道路へ接続したことにより、アパートの駐車場を通り抜ける通過車両が増えたとは考えられませんが、それについて市が特別な措置を講じる必要はないと判断し、今回の調査を終えることにしました。</p>	
<p>苦情申立ての受付年月日</p>	<p>平成 20 年（2008 年） 9 月 25 日</p>	<p>要した日数</p>
<p>オンブズマン面談年月日</p>	<p>平成 20 年（2008 年） 9 月 25 日</p>	<p>0 日間</p>
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成 20 年（2008 年）10 月 2 日</p>	<p>7 日間</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成 20 年（2008 年）12 月 4 日</p>	<p>70 日間</p>